

船舶インシデント調査報告書

令和3年12月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和2年12月2日 10時00分ごろ
発生場所	福岡県宗像市大島南東方沖 筑前大島港漁港南3号防波堤灯台から真方位080° 1,650m 付近 (概位 北緯33°53.9′ 東経130°27.4′)
インシデントの概要	ミニボート（船名なし）は、船外機を停止して漂流中、再始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和2年12月15日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（長さ3m未満） なし、個人所有 ガソリン機関、船外機、4サイクル、使用燃料ガソリン
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過	本船は、操縦者ほか友人1人が乗り、船外機を停止して釣りを行った後、釣り場を移動する目的で船外機を始動しようとしたができなかった。 操縦者は、船外機を点検したものの始動できない原因が判明せず、航行不能と判断して118番通報を行い、海上保安庁の要請を受けて来援した水難救済会の所属漁船によってえい航救助された。 機関修理会社担当者は、本インシデント後、船外機を点検したところ、吸気経路及びシリンダ内に水分及び塩の結晶が認められ、吸気口より海水を吸い込んで船外機の運転ができなくなったと判断した。
分析	本船は、船外機の吸気口より海水を吸い込んだことから、シリンダ内に海水が混入して、船外機の始動ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、船外機の吸気口より海水を吸い込んだため、シリンダ内に海水が混入して、船外機の始動ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。

再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 操縦者は、ミニボートで航行する際、船外機の吸気口から海水を吸い込まないように注意して航行すること。
--------------	---